

【地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途状況】

主として今後も増加が見込まれる社会保障経費の財源確保を目的として、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられました。

この増収分は、用途を明確にするとともに、すべて社会保障施策の財源として活用することとなっております。

平成27年度決算 地方消費税交付金(社会保障分)
240,255 千円

社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

項目	事業名	決算額	特定財源	一般財源	
				引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の 交付金)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	804,563	542,434	38,960	223,169
	高齢者福祉事業	33,629	2,264	4,661	26,704
	児童福祉事業	1,210,611	723,687	72,376	414,548
	小計	2,048,803	1,268,385	115,997	664,421
社会保険	介護保険事業	425,258	4,185	62,585	358,488
	国民健康保険事業	336,663	95,910	35,783	204,970
	小計	761,921	100,095	98,368	563,458
保健衛生	健康増進対策事業	125,752	4,022	18,093	103,637
	医療体制強化事業	52,459	0	7,797	44,662
	小計	178,211	4,022	25,890	148,299
合計		2,988,935	1,372,502	240,255	1,376,178

地方消費税交付金(社会保障分)は、各事業の一般財源部分に充当します。